

荒尾市と国立大学法人熊本大学との包括的連携に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と国立大学法人熊本大学(以下「乙」という。)は、次のおり包括的連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携の下に相互に協力し、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携及び協力する事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 保健・医療・福祉に関すること。
- (2) まちづくりに関すること。
- (3) 教育・文化の発展に関すること。
- (4) 地域産業の振興に関すること。
- (5) 人材育成に関すること。
- (6) 安心・安全な地域づくりに関すること。
- (7) その他両者が協議して必要と認める事項

(連絡調整)

第3条 甲及び乙は、この協定による連携及び協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から特段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年9月22日

荒尾市長

浅田 敏彦

国立大学法人熊本大学長

原田 信志